

「防衛装備・技術政策に関する有識者会議」
報告書

2016年8月31日

防衛装備・技術政策に関する有識者会議

目 次

1. 防衛装備・技術政策の戦略的方向性	2
(1) 現状認識	2
(2) 防衛装備・技術政策推進のための戦略的アプローチ	2
2. 我が国の技術的優越の確保	3
3. 諸外国との協力の推進	5
4. 強靱なサプライチェーン構築のための取り組み	8
5. 防衛装備・技術政策を推進するための基盤の整備	10
6. 結語	11
防衛装備・技術政策に関する有識者会議の委員	12
防衛装備・技術政策に関する有識者会議の経過	13

1 防衛装備・技術政策の戦略的方向性

(1) 現状認識

我が国を取り巻く安全保障環境は、近年一層厳しさを増している。北朝鮮は核・ミサイル実験を繰り返し、国際社会の重大な脅威となっている。中国は継続的に高い水準で国防費を増加させるとともに我が国周辺の海空域や東シナ海、南シナ海での活動を活発化させており、またロシアは軍の改革を本格化させ、近代化を進めている。

安全保障環境が厳しさを増す中、各国は高度な装備品の開発にしのぎを削っており、中国・ロシアといった近隣諸国も、ステルスなどの最先端技術を備えた装備品の開発を推進し、米国もこのような状況に対応し、自らの技術的優越を維持するために「第3のオフセット戦略」の推進等を行っている。また、不当な手段を用いて最先端の技術の窃取を試みる国家も存在しており、機微技術の意図せぬ流出を防ぐ必要がある。

このような国際環境の下、我が国としても、将来にわたって抑止力を維持し、様々な事態により適切に対応していくため、運用ニーズに適合し技術的にも優れた高度な装備品を着実に整備していくことが最も重要である。また、中長期的には、我が国が優位性を有する分野を特定した上で、諸外国と戦略的に関係を構築していく必要もある。

他方で、自衛隊が導入する高度な装備品は我が国の防衛を全うするために不可欠なものであるが高額であり、F-35、オスプレイなどの最新鋭の装備品に見られるように、FMS（Foreign Military Sales：有償武器援助）以外の方法で取得できないことが多いため、国内防衛産業からの装備品の調達数量が減少し、一部企業の撤退の懸念など、防衛生産・技術基盤の脆弱化の懸念が高まりつつある。

防衛装備庁は、昨年10月、我が国の防衛装備・技術行政を一元的に担う組織として設置されて以来、「技術的優越の確保」、「プロジェクト管理を通じた最適な取得、『取得改革』の推進」、「防衛装備・技術協力の推進」、「防衛生産・技術基盤の維持・強化」という4つの方針の下、およそ1年間にわたり、各種の取組を行ってきた。しかしながら、かかる状況下、防衛装備・技術政策をさらに強力に推進する取り組みを加速する必要がある。

(2) 防衛装備・技術政策推進のための戦略的アプローチ

本会議は、防衛装備庁における常設の検討会として本年2月に発足し、これまで4回の議論を行ってきたところであるが、このような状況に対応するため、以下の4つのアプローチからの提言を行う。

① 我が国の技術的優越の確保（研究開発・技術戦略）

我が国の防衛力の基盤である技術力を効果的・効率的に強化するため、将来にわたって「技術的優越」を確保し、優れた装備品を創製することを防衛技術政策の目標として、技術戦略等を策定し、研究開発を戦略的に実施すべき。

② 諸外国との協力の推進（防衛装備・技術協力）

優れた装備品の開発、取得を一国のみで行うことはもはや困難となりつつあり、諸外国との共同開発・研究を進めるとともに、装備品の海外移転を含めた防衛装備・技術協力を積極的に推進し、防衛装備分野の国際化を図っていくべき。

③ 強靱なサプライチェーン構築のための取り組み

防衛生産・技術基盤の脆弱化が懸念される中、プライム企業のみでなく、ベンダー企業を含むサプライチェーン全体を見渡した、重層的な防衛生産・技術基盤施策を実施すべき。

④ 防衛装備・技術政策を推進するための基盤の整備

防衛装備・技術政策の重要性の高まりに鑑み、上記の施策を着実に実施するためには、人材面など防衛装備庁の機能の充実も含め、基盤を整備すべき。

防衛装備庁は、本会議の以下の提言を踏まえ、同庁として初めての予算要求である平成 29 年度予算を含め、具体的な施策に取り組むべきである。

2 我が国の技術的優越の確保

我が国が保有する高い技術力は、我が国の安全を確保するための重要な要素の 1 つである。諸外国においては、安全保障における技術の重要性が高まっており、例えば米国では、革新的な方策により自国の優位性を保ち続けることを目指し、「第 3 のオフセット」戦略を推進している。我が国においても、このような諸外国における防衛分野における技術政策等も十分に勘案し、防衛技術に関する諸施策を進めていかなければならない。

我が国が技術的優越を確保し続けるためには、まずは防衛装備庁における研究開発を充実させることが不可欠であり、防衛装備庁が有する 5 つの研究所等において実施される研究を、引き続き精力的に実施していく必要がある。他方で、防衛分野に係る研究開発に投資できる資源は限られていることから、防衛装備庁は、デュアル・ユースの先進技術を活用するために「安全保障技術研究推進制度」を平成 27 年度から開始するなど、各種施策を進めてきた。このような取り組みは諸外国においても行われており、例えば欧州においては、デュアル・ユース技術を開発する中小企業に対するファンディング等が実施されている。我が国においても、防衛装備庁独自の研究開発に十分な資源を投入するとともに、民生分野にも目を向け、革新的な民生技術を防衛分野に取り込むために関係省庁や大学、国の研究機関等と連携し、防衛装備庁としてのオープンイノベーションを実現するため、以下のような施策を進める必要がある。

① 「防衛技術戦略」の策定等

我が国が技術的優越を確保し、優れた装備品の創製を目指すためには、中長期的な今後の防衛技術政策のあり方を示す必要がある。防衛装備庁は、「防衛技術戦略」を本夏までに策定し、「技術的優越の確保」及び「優れた装備品の創製」のために、戦略的に取り組むべき各種施策の方向性を明示し、その方向性に従って研究所等における研究を実施していく必要がある。

また、「防衛技術戦略」を策定した後、国家安全保障局や総合科学技術・イノベーション会議、経済産業省や文部科学省を含む関係省庁、さらに、今後設置を検討すべき防衛技術に関する有識者委員会（日本版 DSB（※））とも十分に連携を図りながら、防衛技術政策を政府レベルで推進していく必要がある。その際、日本版 DSB を設置するにあたっては、秘密情報を取り扱うことを可能とする必要がある。

加えて、「防衛技術戦略」に基づき、防衛技術政策を推進していくにあたっては、このような政策を分析し研究する組織を民間に設置し、シンクタンク機能を持つことも重要である。例えば、米国には、政府では対応できない長期的な研究や開発について、外部の資源を効果的かつ継続的に活用するために FFRDC（Federally Funded Research and Development Center）が設置されている。我が国においても、産官学の連携の下、類似の機能を果たす組織の設置・活用を検討する必要がある。

（※）DSB（Defense Science Board）とは、国防技術を戦略的に育成し、将来の防衛戦略や科学技術動向の分析に基づく具体的な技術戦略・課題等についての提言を行う、米国に設置されている有識者会議。

② 戦略的な研究開発の推進

優れた民生技術を防衛分野に取り込むとともに、民生分野における技術革新を促進させるべく、ゲーム・チェンジャーとなり得る先進的な技術分野を推定する「中長期技術見積り」を防衛技術戦略と併せて策定するべきである。また、無人化装備等、将来的に主要な装備品になることが見込まれ、継続的に技術基盤の育成・向上が必要となると考えられるものについては、「研究開発ビジョン」を順次策定していく必要がある。その際、両文書を公表して、防衛装備庁が目指す方向性を適時適切に周知することにより、民間企業の予見可能性を高め、効果的かつ効率的な資源の投資を促すべきである。

さらに、近年ではドローンやロボット、AI等、民生分野におけるイノベーションが急激に進展している。このような中から生まれた技術を装備品に活用することは、自衛隊の能力向上とともに、防衛産業の活性化にも資する。最先端の技術を、短期間のうちに装備品に取り込むための仕組みを早急に構築すべきである。

③ 防衛装備庁の人員・予算の充実

防衛装備庁の人員及び予算、特に研究開発にかかる分野については、欧米諸国の類似の機関に比して不十分である。人員については、研究開発にかかる分野を中心に、防衛装備庁自身の体制を強化することにより、研究所等における研究の活性化を図る

ことと併せて、防衛装備庁において平成 28 年度より開始した特別研究官の拡充等、外部人材の活用を来年度以降もより一層進めるべきである。

予算については、装備品への活用が見込まれる大学等における将来有望な芽出し研究を育成するために、「安全保障技術研究推進制度」の拡充も含め、研究開発予算の更なる充実を図る必要がある。

④ 防衛技術情報の収集体制の整備

我が国及び諸外国が保有する優れた技術を発掘し、防衛分野に活かすためには、多種多様な技術の重要性を見定める必要がある。研究所等の職員を含めた防衛装備庁の人員のみならず、防衛省・自衛隊の OB や関係省庁、在外公館、政府部内の他の研究機関、企業の OB を含めた民間組織等の協力も得ながら、技術の目利き人材を活用するための体制を整備しなければならない。

防衛産業関連団体や、JAXA 等の研究機関が行う調査なども活用すべきである。例えば、防衛技術協会が技術者のチームを組織し、海外における技術情報の調査を実施しているが、これに防衛装備庁の職員が加わり、官民合同調査チームとして体制を強化した上で情報収集を行うことが望ましい。また、今後産官学により設置の検討を進めるべき米国 FFRDC のような組織も活用し、限られた資源の中、我が国における技術的優越の確保を可能とするための情報収集、分析を実行していくべきである。

⑤ キーテクノロジーの見極め

我が国が今後も技術的優越を確保し続けるためには、将来にわたり保有・研究開発すべき技術（キーテクノロジー）を見極める必要がある。防衛装備庁は、外部の組織も活用し、防衛技術のみならず、防衛にも応用可能な民生技術(デュアル・ユース技術)や、萌芽的な最先端技術を含む国内外の技術動向の調査を実施し、キーテクノロジーを特定するための資とするべきである。

3 諸外国との協力の推進

国際装備・技術協力を推進することは、国際的な平和貢献のみならず、我が国の安全保障をより確実なものとする観点からも重要である。防衛装備庁は発足後、米国との SM-3 ブロック II A の共同開発、イギリスとの空対空ミサイルに関する共同研究等を進めるとともに、フィリピンへの海上自衛隊練習機 TC-90 の移転や日豪潜水艦協力などに取り組んできた。一方で、我が国の防衛装備・技術協力は、諸外国に比して萌芽期であると言っても過言ではない。したがって、様々な機会を活用して日本の装備品の質の良さ、技術力の高さに関する諸外国の理解を促進させることや、訓練や維持・整備に関する教育の提供等を組み合わせたパッケージでの装備品の移転、諸外国の類似事例等の調査や協力案件の下地となる情報収集、技術管理及び知的財産の取り扱い等について、特に検討を深めていかなければならない。

一方で、このような方策は防衛装備庁のみで実現できるものではない。防衛装備庁は、日頃から関係省庁や民間企業、シンクタンク等との意見交換を緊密に図り、民間企業の事業性に配慮しつつ、個別の移転案件を実施するにあたって迅速な活動ができるよう留意する必要がある。さらに、恒常的な政策広報を実施して政府の方向性を示し、民間企業の活動を後押ししていくとともに、移転事業を実施する企業の事業環境整備について検討することが肝要である。また、国内防衛産業においては、事業性の確保を前提としつつ、政府と協力して日本の防衛装備・技術に関する情報発信や産業間対話に積極的に取り組むべきである。加えて、実際の移転に際しては、最終的には国内の民間企業が海外の民間企業等との契約相手方となることを勘案すると、案件の早期段階からオールジャパンの体制を構築し、官民双方による現地における十分な働きかけ等を連携して実施していく必要がある。

防衛装備庁は、昨年9月に提出された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」報告書において提言された事項も十分に踏まえつつ、以下のような施策を重点的に実行していくべきである。

① 日本の防衛装備・技術に係る情報発信の強化

防衛装備庁は、これまでユーロサトリ等装備品展示会への出展を通じて諸外国への情報発信を行ってきたが、これからも同様の機会を活用しなければならない。将来的には、防衛装備庁が主体となり、国内において国際的な装備品展示会を定期的実施する等、より積極的な情報発信を行っていく必要がある。その際には、個別の移転案件を円滑に進めるためにも、我が国が有する防衛装備移転の制度についての情報発信を行うことや、軍種間の交流を通じた情報発信を行うことも重要である。その他にも、海外の有識者を日本に招聘し、日本の装備品について理解を深めてもらうことや、自衛隊の装備品の実物を海外へ派遣することは、日本の防衛装備・技術に関する理解を促進させる観点から有効であり、効率的に実施するべきである。

また、装備品展示会をはじめとする情報発信に際しては、日本の装備品について有効な説明を行うことが不可欠となるため、政府は、装備品の機微性を勘案しつつも、民間企業が不要な制約なく適切に情報を開示し、円滑に防衛装備・技術協力を進めることができるよう、具体的な判断基準を設定することを含め、取り組むべきである。

なお、特に競争プロセスへの参加に際しては、最終的な契約相手方となる民間企業のプレゼンスが求められ、現地における十分な働きかけが極めて有効と考えられるところ、民間企業の側でも、現地の事情に精通した者の活用等の有効性を検証し、有効な場合にはそれを活用して効率的な情報発信を行う必要がある。

加えて、現在防衛省・自衛隊が活用している NATO カタログ制度(※)についても、当該制度の利用国に対して日本の装備品の輸出入の促進や共同開発の円滑化などの観点から重要であり、さらなる活用の検討をすべきである。

(※) NATO の整備・補給機関が提供するカタログに記載された物品番号を使用して、供給品目を効率的に分類・識別し、管理する制度。NATO 国だけでなく、非 NATO 国も採用している。

日本は現在 Tier1 国であるが、Tier2 国となることにより、我が国の物品についての情報を掲載することが可能となり、ユーザー国の目に入る機会が大幅に増加することとなる。

② パッケージでの防衛装備・技術協力の推進

防衛装備・技術協力において、装備品を移転するハード面の協力のみではなく、併せて維持整備のための教育の提供や運用面における支援などのソフト面の協力を連携させるパッケージでの協力を推進することが重要である。特に東南アジア諸国の能力向上のための支援は、我が国の安全保障の観点からも特に重要であり、当該地域の能力向上のための取り組みを支援する米国との連携も含めて取り組んでいく必要がある。

日本とフィリピンとの間で、海自練習機の TC-90 の移転について今後案件を具体化することとなっているが、本件については、円滑に移転を実施し、かつ日比間での今後の協力を資するよう、維持整備や運用面での支援も含めた移転を可能とするための措置を本年度中に講ずる必要がある。

また、その他の防衛装備・技術協力案件においても、維持・整備のノウハウの教育や要員の訓練等、パッケージでの防衛装備・技術協力を実施することが重要である。そのためには、各自衛隊等と緊密に連携し、維持整備に携わる自衛隊OBや民間技術者等を派遣する必要がある。

さらに、移転国からオフセットの要求がある場合には、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化とも整合性を十分に保つことができるよう、個別の案件に応じて適切な判断を行わなければならない、そのための方針について検討するべきである。

③ 諸外国における装備品の海外移転や、我が国のインフラ輸出事例を参考にした国際装備協力の推進

外国の政府や企業の中には、防衛装備・技術の海外移転に関する多くの知見や経験を有しているところもある。諸外国との協議を通じてこれらの情報収集・分析を行い、我が国における今後の取り組みの参考とすべきである。

また、我が国においては、高速鉄道や情報通信システム等、様々なインフラ輸出を実施している。インフラ輸出において得られた教訓事項は、装備品等の移転にも活かしようと考えられることから、関係省庁間での情報共有を図るべきである。

④ 防衛装備・技術協力実現のための情報収集等の実施

防衛装備・技術協力を実現するためには、対象国のニーズや調達制度、装備体系、事業可能性等を十分に把握する必要がある。防衛装備庁の職員を関係国へ派遣し情報収集を行うことに加え、他省庁や防衛駐在官を含む在外公館、JETRO 等の関係団体、民間の人材・組織とも連携し、官民が一体となった情報収集体制を構築することによって、協力案件を後押しする必要がある。

⑤ 技術管理体制の強化・知的財産管理体制の検討

我が国が保有する先進的な技術が意図しない形で流出してしまうことは、我が国の安全保障の観点から確実に防止しなければならない。防衛装備庁は、貿易管理部局との連携を密にし、貿易管理に関する認識の向上に努めるとともに、技術管理に精通した外部の有識者を活用し、技術管理を行うための手法の1つである国際的な輸出規制（ワッセナー・アレンジメント等）に関する知見の更なる向上を図るべきである。技術管理を適切に実施するにあたっては、我が国における重要な技術を的確に判断し、防衛装備・技術協力の推進との整合性も十分に考慮しなければならない。

また、厳格な技術管理体制が求められる一方、装備品や技術を移転するにあたっては、知的財産の取扱いについて十分に整理し、適切に活用・管理する必要があることから、防衛装備庁職員の知的財産に関する教育の機会を増やすべきである。さらに、我が国の知的財産の流出のリスクを考慮しつつ、機微技術管理のあり方とも整合性を保った知的財産管理のあり方について、関係省庁や企業等と検討を進めるべきである。

4 強靱なサプライチェーン構築のための取り組み

防衛産業を中心とする防衛生産・技術基盤は、我が国の防衛力を根底から支える重要な基盤であり、研究開発や国際装備・技術協力を効果的に行うための礎であり、その脆弱化は安全保障上の懸念でもある。防衛産業を取り巻く現状を十分に把握することは、強靱なサプライチェーンを構築するための第一歩であり、防衛装備庁はこれまで、国内防衛産業との意見交換やアンケート調査等を実施してきた。

このような取り組みの結果、国内防衛産業は供給途絶や情報流出等、様々なリスクに晒されていること、国際競争力が相対的に低下する恐れがあることが明らかになっている。加えて、近年 FMS による装備品の調達が増えていることは、国内防衛産業にも大きな影響を与えている。政府は、これらサプライチェーンリスクへの対策を講じ、併せて国内防衛産業の国際競争力を強化するための施策や、企業保全に係る取り組み等を実施していかなければならない。それと同時に、国内防衛産業においては、政府の取り組みに呼応し、競争力を向上させるための方策を実施する等、官民が十分な連携を図り、国内防衛産業の維持・強化を実現するべきである。

① サプライチェーンの可視化及びリスクへの対応

様々な防衛産業のサプライチェーンリスクに適切に対応するためには、防衛装備庁が主体となり、関係省庁及び防衛産業との一層の連携を図りながら、今後もサプライチェーンの現状把握に努める必要がある。その上で、外国が実施しているサプライチェーンに関するリスクマネジメントの手法も参考にしながら、我が国におけるサプライチェーンリスクへの対応方針を定め、関係省庁との連携を図りつつ、既存の施策の活用も含めた取組を進めなければならない。特に、情報システムの調達時においては、不正プログラムの埋め込み等のリスクが大きいことから、当該リスクに関する調査を

実施し、必要な措置を講ずる等、情報セキュリティ対策の一助とする必要がある。

また、近年では装備品のサプライチェーンのグローバル化が進展していることを踏まえ、共通装備品を多く有する日米間で、サプライチェーン管理についての協議を本年中に開始するべきである。

② 海外で開発される装備品への国内企業の参画

自衛隊は、国産の装備品のみならず、外国製の装備品も数多く保有している。今後海外製の装備品を導入するにあたっては、我が国の防衛生産・技術基盤の強化の観点から、構成品の製造や維持整備における国内企業の参画を目指す必要がある。このため、外国製の装備品を導入する場合における国内企業参画の方針を明確にするべきである。

また、今年度から自衛隊が取得する F-35 及びオスプレイについては、引き続き整備拠点等の立ち上げに係る体制整備を進める必要がある。加えて、昨年策定された日米ガイドラインも踏まえ、日米間における共通装備品の修理及び整備基盤の強化について働きかけを進めるべきである。

国内企業が外国製の装備品の開発・製造・維持・整備に参画するためには、海外の企業とのつながりを強くしなければならない。防衛装備庁が主体となり、関係団体の協力も得ながら国際装備カンファレンスを国内外において開催することは、国内防衛産業と海外の企業とのマッチングの場として有用である。産業側はこのような機会を活用して産業間のつながりを強化し、そのつながりを通じて海外企業に関する情報の収集、事業の実施可能性等について検討を行っておくことが有用である。

また、国内企業が外国製の装備品の整備基盤となることや、それらのサプライチェーンに参画するためには、諸外国から信頼される万全な保全措置を講じることが必要不可欠であり、諸外国における政府の取り組みを参考にしながら、関係省庁が協力して取り組んでいくべきである。

③ 装備品調達の資となる中小企業等の発掘・活用

米国においては、イノベーティブな考え方、先進的な技術を有する中小企業、ベンチャー企業が数多く存在し、そのような企業を防衛分野に取り込むべく、米国国防省は 2015 年に国防イノベーション実験ユニット（DIUx: Defense Innovation Unit Experimental）を設置した。また、EU においては Horizon2020 を策定し、中小企業のイノベーションの促進を図っている。我が国においても、優れた技術を有する中小企業やベンチャー企業が多数存在する一方で、政府における目利き人材の不足やこれらの企業の営業力の限界等から、防衛分野に参入できていないケースが見られる。このような優れた技術を有する中小企業やベンチャー企業との協力を進め、その技術を装備品に活用するための仕組みを構築することは、高度な装備品の創製のみならず、防衛産業活性化の観点からも極めて重要である。従来まで防衛産業と関わりがなかったこのような企業を発掘し、競争力を有する企業に対しては積極的な支援を行う等の

仕組みを早急に構築すべきである。その際には、企業に資金を供給しているファンド等の関係者の情報等も活用し、競争力がある企業を見極めていくことも必要である。また、新たな企業の発掘・活用にも資することから、国内における産業間や、防衛省・自衛隊と防衛産業のマッチングについても、引き続き積極的に行っていくべきである。

④ 最適な産業組織のあり方の検討

冷戦終結後、欧米諸国においては、規模の拡大及び競争力の強化を企図し、防衛産業の再編が行われてきた。このような状況を勘案し、我が国の防衛産業の国際的な立ち位置や企業の防衛事業に対する認識を十分に把握し、諸外国の政策も参考にしながら、装備品分野毎の我が国の防衛産業組織のあり方を検討する官民の枠組みを構築すべきである。

⑤ 契約制度等の検討

企業の予見可能性向上や長期安定的な民間力の活用を図れるよう、随意契約の活用や長期契約の更なる導入等、装備品の取得に適した契約制度等について、透明性・公平性を確保しつつ検討を進める必要がある。

5 防衛装備・技術政策を推進するための基盤の整備

研究開発や国際装備・技術協力、それらを根底から支えるサプライチェーンに関する取り組み以外にも、防衛装備・技術行政の重要性の高まりを踏まえ、防衛装備・技術政策を推進するための基盤を整備していくことが重要であり、以下のような施策についても検討する必要があると考える。

① 装備に関する総合的な知見を有する人材の育成

防衛装備庁の機能を強化するためには、専門的な知見を有する人材の育成が不可欠である。内外の教育・研究機関との連携を強化し、プロジェクト管理等の装備品の取得に関する専門的な知見を有する人材育成を推進するべく、外部機関における教育をより充実させるべきである。

② 監察・監査機能の充実・強化

過去の調達不祥事等に鑑みれば、防衛装備庁における職務遂行の適正性の確保のため、監察・監査機能の更なる充実・強化を図る必要がある。このため、新たな業務であるプロジェクト管理業務の監査に部外監査法人等を活用するなど、積極的に外部の力を活用するべきである。

③ 装備品調達や補給等の効率化・最適化

装備品の調達、補給等については、各種データを個別管理しているため、装備品の

状況や需要予測を含むサプライチェーンの全体像を一元的にリアルタイムで把握することに制約がある。現在調査研究中の F-15 を対象とした調達、補給等に関する情報を一元的かつリアルタイムで確認できるシステムについて、他の装備品における活用可能性を検討し、調達や補給等の効率化・最適化を目指すべきである。また、FMS に係る調達については、未納入・未精算の問題があることから、当該問題の改善に向けて、体制の強化や米国との綿密な協議を行う必要がある。

6 結語

防衛装備庁は、発足しておよそ 1 年が経過し、様々な成果を上げてきた一方で、引き続き検討すべき事項は多岐にわたる。本提言も参考に、防衛装備庁を中心に官民が一体となって、地に足の着いた防衛装備・技術行政を力強く推進し、着実な成果を上げていくことを本会議は求める。

防衛装備・技術政策に関する有識者会議の委員

(委員)

齋藤 隆 防衛省 元統合幕僚長

◎白石 隆 政策研究大学院大学 学長

角南 篤 政策研究大学院大学 副学長

堤 富男 防衛装備工業会 顧問

西 正典 防衛大臣政策参与

西山 淳一 未来工学研究所 研究参与

松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部 教授

村山 裕三 同志社大学大学院ビジネス研究科 教授

森本 敏 拓殖大学総長、防衛大臣政策参与

注) ◎は座長。

防衛装備・技術政策に関する有識者会議の経過

第1回（28年2月23日）

議題：防衛装備・技術政策、防衛装備・技術協力の現状

第2回（5月19日）

議題：研究開発・技術戦略について

第3回（6月15日）

議題：防衛産業に係る取り組みについて

第4回（7月28日）

議題：防衛装備・技術協力について

「防衛装備・技術政策に関する有識者会議」報告書（案）について